

Client Alert

September 2015

国際仲裁アップデート No. 1

緊急仲裁：仲裁規則の新たな特徴

緊急仲裁は、アジアのみならず世界中の全ての主要な国際仲裁機関の仲裁規則における新たな特徴として、現在注目を浴びています。

緊急仲裁は、暫定的な救済が与えられなければ回復不可能な損害又は重大な損害を被る当事者に対し、仲裁廷が構成される以前に手続きを開始し、緊急的に暫定的な救済を提供する制度です。暫定的救済である緊急命令が下され得る事案の例として、秘密保持契約違反の差止命令、財産検査のための自由なアクセスの許可命令、資産の移転及び機密財務情報の開示に対する凍結・差止命令などを申し立てる例が挙げられます。

緊急仲裁が開始されてから決定が下されるまでの期間は、非常に短くなるように設定されています。具体的には、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）仲裁規則では、緊急仲裁人は1営業日以内に選任される可能性があり、決定が下されるまでの平均所要期間は、緊急仲裁の申立てが受理された後から2.5日間とされています。香港国際仲裁センター（HKIAC）仲裁規則では、緊急仲裁人は、2営業日以内に選任され、申立てが受理された後から15日以内に決定を下すことになっています。

実際の利用状況についてみると、SIACは2010年から2014年まで42件の緊急仲裁の申立てを受理しており¹、国際紛争解決センター（ICDR）は28件の申立てを²、ストックホルム商業会議所（SCC）は13件の申立てを³、国際商業会議所（ICC）は10件の申立てを受理しています⁴。その他、日本商事仲裁協会（JCAA）を含むアジアの多くの仲裁機関においても緊急仲裁規定を新たに設ける仲裁規則の改正がなされていますが、改正後に申立てられた緊急仲裁の実例については公開されておりません。

緊急仲裁の課題

緊急仲裁の申立ての要件

緊急仲裁の申立てがなされると、仲裁機関は、緊急仲裁人を選任する前に、申立てを簡易に審査し、申立てに必要な形式的な要件が全て満たされている

¹ N. Vivekananda, *The SIAC Emergency Arbitrator Experience* (2014): <http://www.siac.org.sg/2013-09-18-01-57-20/2013-09-22-00-27-02/articles/338-the-siac-emergency-arbitrator-experience>; SIAC Annual Report 2014, p. 5: http://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC_Annual_Report_2014.pdf.

² The ICDR International Arbitration Reporter (September 2013), vol. 4, p. 4: https://www.adr.org/cs/idcplg?IdcService=GET_FILE&dDocName=ADRSTAGE2015007&RevisionSelectionMethod=LatestReleased.

³ Johan Lundstedt, *SCC Practice and Procedure: Emergency Arbitrator Decisions* (December 2013) at pp. 25-26: http://www.sccinstitute.com/media/29995/scc-practice-2010-2013-emergency-arbitrator_final.pdf; SCC Statistics 2014: <http://www.sccinstitute.com/statistics>.

⁴ Andrea Carlevaris & Jose Ricardo Feris, *Running in the ICC Emergency Arbitrator Rules: The First Ten Cases* (2014) 25(1) ICC International Court of Arbitration Bulletin at pp. 25-38.

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



ジョエル・グリアー
パートナー
03 6271 9728
joel.greer@bakermckenzie.com



吉田 武史
アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



マイケル・ダンモア
アソシエイト
03 6271 9497
michael.dunmore@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

かを確認します。緊急仲裁人が選任された後は、緊急仲裁人が、申立て内容を厳格に審査し、実体的な主張である本案について一応確からしい証拠が提出されているか、及び、緊急性のみならず救済がなければ回復不能な損害又は重大な損害であることの証明を原告が果たしているか、を判断します。

この点、緊急仲裁決定の要件を満たさない申立てが比較的多い現状が報告されており、緊急仲裁を申し立てる際には注意が必要です。SCCにおいて2010年から2013年までに受理された緊急仲裁申立て全9件のうち5件は、緊急仲裁人により上記要件が満たされていないことが確認された案件であったと報告されています⁵。また、ICCにおいても、形式的要件を満たさない緊急仲裁の申立てが多く、受理された全10件の緊急仲裁申立てのうち、緊急仲裁人による決定が下されるまでに至った案件は、わずか4件にとどまっていると報告されています⁶。

執行可能性

国際仲裁判断は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）にもとづき、現在156か国で執行可能です。もっとも、ニューヨーク条約5条は、執行のための要件として、仲裁判断が最終的な判断である必要があると規定しています。緊急仲裁人の決定は、暫定的な救済を付与するものであり、最終的な判断ではありません（仲裁廷による最終判断は留保されている状態にあります）。そのため、緊急仲裁による決定は執行できない可能性があるとの課題が残っています。

執行可能性の課題に対処するべく、複数の国においては、緊急仲裁決定を含む暫定救済の執行を認める形へ仲裁法を改正しています。例えば、香港は、緊急救済は、香港で付与されたか否かにかかわらず香港で執行可能とする法改正を行っています。シンガポールも同様に、シンガポール国際仲裁法における「仲裁廷」の定義を緊急仲裁人を含むよう改正し、緊急仲裁決定のシンガポールにおける執行力を認めています。

緊急仲裁決定の執行力を担保するためその他の措置の例として、UNCITRALモデル法（2006年改正）の17(H)条及び17(I)条の採用の例も挙げることができます。同法17(H)条は、裁判所が、暫定救済に対して、拘束力を認め、執行力を付与するよう要求することにより、暫定救済の執行力の担保を図っています。一方、同法17(I)条は、暫定救済の執行が否定される要件を限定列挙しています。

しかし、一方でいまだ日本を含む多くの国においては、緊急仲裁決定の執行力を認める仲裁法の改正は行われていないのが現状です。今後、こうした国においても、香港やシンガポールと同様に、緊急仲裁決定に執行力を認める仲裁法の改正が期待されます⁷。

⁵ Lundstedt, *op cit* (note 3 above) at pp. 3-25.

⁶ Carlevaris & Feris *op cit* (note 4 above). 緊急仲裁規定の導入前には、ICCは、仲裁前決定(pre-arbitral referee decisions)を下した事件を14件取り扱っています。

⁷ 詳しくはこちらをご参照ください: M. Dunmore, *The Use of Emergency Arbitration Provisions*, *Asian Dispute Review* (July 2015) at pp. 130-135.